

## 安全データシート

作成：平成 16 年 9 月 16 日

改定日：平成 27 年 4 月 1 日

### 1. 製品及び会社情報

製品名 : **NB モルタル P15**  
 用途 : 建設用化学品  
 会社名 : 陽光物産株式会社  
 住所 : 〒721-0956 広島県福山市箕沖町 105 番 7  
 電話番号 : 084-954-1751  
 FAX 番号 : 084-954-4520

### 2. 危険有害性の要約

#### 【GHS 分類】

皮膚腐食性及び刺激性 : 区分 1  
 目に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 区分 1  
 発がん性 : 区分 1A  
 特定標的臓器毒性（単回暴露） : 区分 1 (呼吸器)  
 特定標的臓器毒性（反復暴露） : 区分 1 (呼吸器・腎臓)

#### 【GHS ラベル要素】

##### [絵表示]



##### [注意喚起語]

危険

##### [危険有害性情報]

重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷  
 発がんのおそれ  
 呼吸器系の障害  
 全身毒性、消化器の障害のおそれ  
 長期または反復暴露による呼吸器系、腎臓の障害

##### [注意書き]

安全対策：粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

取扱い後、手や顔をよく洗うこと。

使用前に取扱説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

##### 応急措置：

飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

皮膚（または髪）に付着した場合

: 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

汚染した衣類を再使用する場合には洗濯すること。

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。  
その後も洗浄を続けること。直ちに医師の診察を受けること。
- 保管 : 施錠して保管すること。
- 廃棄 : 内容物/容器を国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

### 3.組成及び成分情報

单一製品・混合物の区別 : 混合物

危険有害物質を対象

成分名	含有量	化学式	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	CAS 番号	
シリカ	約 48%	SiO <sub>2</sub>	1-548	14808-60-7	
ポルトランド セメント	約 41%	3CaO · SiO <sub>2</sub>	1-194	12168-85-3	65997-15-1
		2CaO · SiO <sub>2</sub>			
		3CaO · Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	9-2408	12042-78-3	
		4CaO · Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> · Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	—	—	
酸化カルシウム	約 1%	CaSO <sub>4</sub> · 2H <sub>2</sub> O	1-193	7778-18-9	
		CaO	1-189	1305-78-8	

### 4.応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。

気分が悪いときは、医師に連絡する。

皮膚に付着した場合 : 多量の水で洗う。水疱、痛みなどの症状が出た場合には、必要に応じて医師の診断を受ける。

眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗う。その後眼科医の診断を受ける。

飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗浄したのち、医療処置を受ける。

### 5.火災時の措置

消火剤 : この製品自体は燃焼しない。

使ってはならない消火剤 : 特になし

### 6.漏洩時の措置

人体に対する注意事項 : 漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等を着用する。

環境に対する注意事項 : 流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

: 飛散したものは、掃除機等で吸い取るか、スコップ、箒等で集め、密閉できる空容器に回収する。

床面等に付着したものは水で洗浄し、濃厚な洗浄水は中和、希釈処理等により、河川に直接流れないように対策をとる。

流出した場合には、流路を毛布・土嚢等を用いてせき止め、多量流出の場合はバキューム等で汲み上げ回収する。

### 7.取り扱い及び保管上の注意

#### [取り扱い]

取り扱い者のばく露防止 : 目、皮膚への接触を防止するため、保護眼鏡、保護手袋、長靴、防塵マスクなどの保護具を着用する。

取り扱い後は、顔、手、口等を水洗いする。

袋の破裂等につながるような粗暴な取り扱いをしない。

#### [保管]

適切な保管条件や避けるべき保管条件

: アルカリ性のため、酸性物質と一緒に保管しない。

: 乾燥した場所に保管する。

## 8.ばく露防止及び保護措置

### [設備対策]

室内で取り扱う場合は、管理濃度以下にするために充分な能力を有する換気装置を備える。  
多量に取り扱う場合は、集塵装置を設置する。

### [許容濃度]

シリカ : 日本産業衛生学会(2014年)  
                   吸入性粉塵 0.5 mg/m<sup>3</sup> (TWA)  
                   総粉塵 2 mg/m<sup>3</sup> (TWA)  
                   : ACGIH(2010年)  
                   0.025 mg/m<sup>3</sup> (TLV-TWA)

ホルトランドセメント : 日本産業衛生学会 (2014年)  
                   吸入性粉塵 1 mg/m<sup>3</sup> (TWA)  
                   総粉塵 4 mg/m<sup>3</sup> (TWA)

酸化カルシウム : ACGIH(2005年)  
                   2mg/m<sup>3</sup> (TLV-TWA)

### [保護具]

呼吸用保護具	: 防塵マスク
手の保護具	: 保護手袋
目の保護具	: 保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具	: 保護衣

## 9.物理的及び科学的性質

外観	: 粉末、灰色
臭い	: 無臭
pH	: 水溶液の場合、約 12~13
沸点	: 該当しない
燃焼性	: 不燃性
比重	: 約 2.8 g/c m <sup>3</sup> (20°C)
溶解度	: 難溶性

## 10.安定性及び反応性

安定性 : 水と反応して安定固化する。  
                   普通の条件での反応はない。

## 11.有害性情報

急性毒性	: データなし
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 水と接触すると強アルカリ性 (pH 12~13) を呈するため、鼻の内部組織、皮膚に炎症を起こす可能性がある。
目に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: 水と接触すると強アルカリ性 (pH 12~13) を呈するため、眼に重篤な損傷を与える可能性がある。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: 極微量のクロム化合物が含まれており、六価クロムに対して過敏である場合にアレルギーが起こる可能性がある。
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: 原材料の砂砂中に含まれる結晶質シリカは、吸引すると発がんのおそれがある。 IARC(1997)では Group1(ヒトに対して発がん性がある)、産業衛生学会許容濃度等の勧告では第1群に分類されており、区分 1A とした。

特定標的臓器毒性、単回ばく露

: 原材料の砕砂中に含まれる結晶質シリカが、IARC(1997)によると、ヒトにおいて短期ばく露でも吸入濃度が高い場合は呼吸器系に影響を及ぼすとの記述があり、区分 1(呼吸器系)とした。

特定標的臓器毒性、反復ばく露

: 原材料の砕砂中に含まれる結晶質シリカが、IARC(1997)によると、ヒトにおいて呼吸器系、腎臓に影響を及ぼすとの記述があり、区分 1(呼吸器系、腎臓)とした。

吸引性呼吸器有害性

: データなし

## 12. 環境影響情報

生態毒性 : データなし

生体蓄積性 : データなし

土壤中の移動性 : データなし

## 13. 廃棄上の注意

廃材、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物業者と委託契約をして処理をする。

容器、機械装置などを洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。

排水に関しては、水質汚濁防止法等の関連法令に適合するように充分留意する。

固化後の廃棄物などについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。

## 14. 輸送上の注意

### [国際規制]

輸送規制には該当しない

### [国内規制]

輸送規制には該当しない

### [輸送の特定の安全対策及び条件]

取り扱い及び保管上の注意記載に従うこと。

運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

湿気、水濡れに注意する。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法：粉じん障害防止規則

: じん肺法

: 第 57 条の 2 第 1 項 通知対象物質

政令番号 312 「シリカ」

政令番号 190 「酸化カルシウム」

## 16. その他の情報

本データシートの危険・有害性の評価は必ずしも万全でないので、取り扱いには十分注意してください。

また、新しい知見の発表や従来説の訂正により内容に変更が生じることがあります。